

令和6年度（令和5年分）税制改正資料

R5.11.1 作成

1 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式の統一

- ・上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、公平性の観点から、令和6年度の市民税・県民税（令和5年分確定申告）より、課税方式を所得税と一致させることとなりました。
- ・これにより、所得税で総合課税（分離課税）を選択した場合は、市民税・県民税でも総合課税（分離課税）を選択したこととなります。同様に、所得税で申告不要とした場合は、市民税・県民税でも申告不要としたこととなります。
- ・総合課税（分離課税）を選択した場合は、市民税・県民税や国民健康保険税、各種保険料の算定、各種行政サービスなどに影響する総所得金額や合計所得などに含まれます。

影響の例

総所得…営・農・不・総合配当・給与・公的年金等・雑・総合譲渡・一時

⇒住民税の総合課税の所得割の算出

所得合計…総合所得（マイナスは0）＋分離所得（特別控除後）

⇒国民健康保険税の所得割の算出

合計所得…総合所得（マイナスは0）＋分離所得（特別控除前）

⇒扶養判定、公的年金等控除額、基礎控除額、住民税の非課税判定、国保の軽減判定

2 森林環境税（国税）の賦課徴収開始

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

これにより、「森林環境税」（令和6年度より課税）および「森林環境譲与税」（令和元年度より譲与）が創設されました。

「森林環境税」は、令和6年度より市民税・県民税（個人住民税）の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収は、全額が森林環境譲与税として市区町村や都道府県へ譲与されます。

今回の改正により、これまで「東日本大震災復興基本法第2条」の定める理念に基づき、復興に関し実施する防災のための財源として市民税・県民税にそれぞれ500円ずつ上乗せして賦課徴収していた部分を廃止し、あらたに森林環境税として均等割に1,000円上乗せして賦課徴収することとなるため、均等割と森林環境税を合算した額は、令和5年度までの均等割の額と変わりません（年額5,800円）。

3 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から除外されます。

扶養控除の適用となる者および確認書類

対象者	確認書類
留学により非居住者になった人	親族関係書類 留学ビザ等書類 送金関係書類
障害者	親族関係書類 送金関係書類
扶養控除等を申告する納税義務者から その年における生活費または教育費に あてるための支払を38万円以上受けている人	親族関係書類 38万円送金書類

※16歳～29歳の方、70歳以上の方は、これまでどおり対象となります。（親族関係書類と送金関係書類は必要です。）